

7. 1 閣議決定

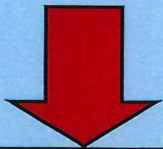
(1)…政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、…論理的な帰結を導く必要がある。

(2)…この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

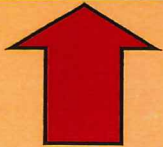
これが…基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

わが国に対する～

「S47年政府見解」の作成者等



外国の武力攻撃によって国民の生命等
が根底からくつがえされる



わが国に対する～

+

同盟国に対する～

読み替え!

7. 1
閣議決定

昭和47年見解の「読み替え」 平成27年3月24日

○小西洋之君

同盟国に対する外国の武力攻撃ということもここに概念的に含まれるというふう
に考え出したのは、横畠長官、あなたが
初めての法制局長官ということによろし
いですね。

○横畠内閣法制局長官

同様に考えていた者がいたかどうかは存
じませんが、この昭和四十七年の政府見解
そのものの組立てから、**そのような解釈、
理解ができる**ということでございます。

平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○小西洋之君

四十七年見解を作ったときに

限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんですね

○横畠内閣法制局長官

法理といたしましては

まさに当時から含まれている

平成27年8月3日 横畠 長官答弁

○小西洋之君

7. 1 閣議決定の**基本的な論理**（注：集団的自衛権行使を含む論理）について、この四名の頭の中にあって、それが**四十七年見解の中に当時書き込まれた**という理解でよろしいですか

○横畠内閣法制局長官

そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしている

参議院決算委員会要求資料

内閣法制局

昭和四十七年十月十四日

集団的自衛権と憲法との関係

(参・決委(昭四七・九・一四)における) 水口 議員 要求の資料

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約第五條(ウ)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言第二段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、

当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することとは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されな^いとの立場にたつて^{いる}が、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄して^{いない}ことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しそ

の存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといつて、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されな^いといわざるを得ない。

8

昭和四七年一月五日提案 昭和四七年一月七日決議 主査 早坂

長官 第一部長 参事官

次長 総務主幹 参事官補

参議院決算委員会(昭四七、九、一四)から提出要求のあり
た標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを
同委員会に提出してよろしい。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

(備考)

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

内閣法制局 昭和四七年十月四日

集团的自衛権と憲法との関係

(参、決案(昭四七、九、一四)に付ける水口議員要求の資料)

国際法上、国家は、その中の集团的自衛権を行使し、自
国と連帯関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直
接攻撃を以てしないに防衛し、実力を以て阻止すること
が正当化されるという地位を有しているものと見られており、
国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

内閣法制局

第五条(C)、日本国とアメリカ合衆国と向の相互協力及び安全
保障条約前文並びに日本国とソシアリスト社会主義共和
国との共同宣言第三段の規定は、この国際法の原則
を宣明したものと認められる。そして、わが国は右の集
团的自衛権を有していることは、国家である以上、当然と
いはなければならぬ。

とらうて、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

内閣法制局

下付 287

3

上集团的自衛権を有してゐるとして、国権ヲ発動してこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界と、こゝろものであつて許されないと立場に立つてゐるが、これは次のようは考へ方に基づくものである。

憲法第九條は、同條に、わが國の戦争を放棄し、わが國の戦力の保持を禁止してゐるが、前文において「全世界の國民が……平和のうちに生存する権利を有する」とある。

4

ことを確認し、また、第一三條が「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利について……」の語句で、最大の尊重を必要とする旨を定めてゐることから、わが國がみずから存立を全うし國の平和のうちに生存することまでも放棄してゐないことは明らかである。

自國の平和と安全を維持しその存立を全うするに必要は自衛の措置をとることを禁じてゐると

5

は解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めてゐるとは、解されないであつて、それはあくまで外國の武力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされたと、緊急、不正の事態に対処し、國民のこゝろの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであつて、

6

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。そうにとすれば、わが憲法の下で武力行使を行はうことが許されるのは、わが國の領土又は國威に対する緊急、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他に因に及べられ武力攻撃を阻止することをその内容とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されないと、わが國は得ない。



「横畠君がそう言っているの!?
そういう分析をした記憶はないし、
そういう理解はなかったと思いますね。
ここに書かれている『**外国の武力攻撃**』
は、日本そのものへの攻撃のことです。
日本が侵略されていないときにどうなる、
なんて議論は当時なかった。
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っ
ていなかった。
いやあ、よく掘り出したものだね」

2015.8.28

週刊朝日

—「集団的自衛権は想定外」 政権が依拠する「72年政府見解」作成の元法制局長官(94)が激白

アサヒ

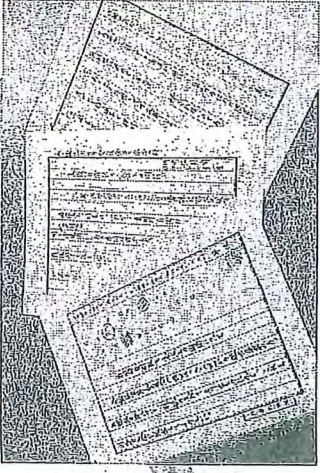
本誌独占直撃 「集団的自衛権は憲法外」

政権が依拠する「72年政府見解」作成の元法制局長官(91)が激白

安倍内閣連立法案の致命的なほころびが、また一つ明らかになった。

安倍政権が集団的自衛権行使容認のよりどころとする、内閣法制局作成の「1972年政府見解」（以下、「見解」）。作成に携わった幹部でただ一人存命の角田

礼次郎・元内閣法制局長官



が、本誌の直撃に長い沈黙を破った。

当時、田中角栄政権で憲法解釈を担当する法制局長官として「見解」の作成に関わり、その後は最高裁判事などを歴任した角田氏。「見解」について、こう明言した。

「集団的自衛権をいざさかでも認めるなどという考え方は、当時はいかなりもなかった。与野党、内閣法制局を含めてね」

8月13日、都内の自宅で取材に応じた角田氏。転んで痛めたという左腕のギプスが痛々しかったが、口調は明快だった。

「40年以上前のことだから」とこれまで取材を断ってきたと

「1972年政府見解」の厚本の厚し(小西謙三提供)。角田氏の印も押されている

いうが、自身の印鑑も押された手書きの「見解」の写しを見せると、ボツボツと脚の内を語り始めた。

「重大な案件なら、法制局内でも、総理や官房長官との間で議論になるし、さすがに覚えているはずだが、記憶にない。当時はあまり問題にならなかったんですよ。集団的自衛権が何らかの形で認められるなんて、どう考えてもなかったし、そういう主張をした人もなかった」

記憶にないのも無理はない。「見解」は、集団的自衛権の行使はできないという従来の憲法解釈を述べたものには違いないが、目新しいものではなかったからだ。

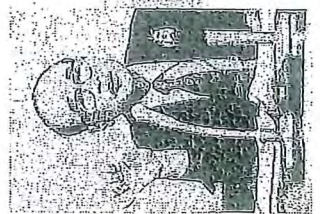
ところが昨年、総選挙に「見解」を「基礎」として安倍政権は、ここに集団的

自衛権の行使を限定容認する考え方が含まれているという、真逆の主張をし始めた。元総務省で、国会でこの問題を過激してきた民主党の小西洋之参院議員が解説する。

「『見解』には『外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる』場合に自衛のための措置が容認されると書かれている。『外国の武力攻撃』が日本へのものと明言されていないことに目を付けた安倍政権は、同盟国などへの攻撃も日本の自衛の措置の対象に含まれる場合があると主張しているのです」

こうした安倍政権の理屈を説明すると、角田氏は苦笑してこう切り捨てた。

「権限(総介・現法制局長官)君がその言っているの? そういふ分析をした記憶はないし、そういう理解はなかったと思いますね」



角田氏(96歳撮影)は法制局長官時代の83年、国会で「集団的自衛権の行使を認めないなら、憲法改正という手段をとらざるを得ない」とも警告している

ここに書かれている「外国の武力攻撃」は、日本そのものへの攻撃のことです。日本が侵略されているときにどうなる、なんて議論は当時なかった。これを根拠に解釈改憲なんて言っても思っていない。いや、あ、よく掘り出したものだね」

角田氏の話を書ける別の証拠もある。

そもそも72年10月7日に「見解」が作成されたのは、同年9月14日の参院選算案での社会党議員の集団的自衛権についての質問がきっかけ。そこでは、角田氏の上司で「見解」作成の最高責任者だった吉国一郎法制局長官(2011年に死去)が、こう答弁しているのだ。

「他国が—日本とは別なほかの国が侵略されている—ということは、またわが国

民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということ、ただ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ」(議事録から)

他国ではなく日本そのものが攻撃されない限り自衛の措置をとれないと、ハッキリ言っている。吉国長官は、こんな強い言葉も使っていた。

「わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるといふことは、どうしても憲法第九条をいかに読んでも読み切れない」(同)

これらの答弁をままとめたものが「見解」なのだ。前出の小西議員は、8月3日の参院特別会で吉国氏の答弁について、権皇法制局長官を問詰めたが、権皇氏は「72年当時の事実認識が、近隣の安全保障環境の変化によって変わった」と

繰り返すばかりだった。小西議員がこう憤る。

「権皇氏は集団的自衛権の行使を認める論理は『見解』を作った担当者の頭の中にあつたと答弁していましたが、吉国長官の答弁に加えて、角田氏本人の証言で、まったくのインチキが露呈してしまつた。まさに法的

安定性の否定そのものです。官僚たちとこの議論をするとき、みんな背をきめて口ごもる。法案が通過したとわかってるんです。安倍法制は、安倍政権による事実上のクーデターにはかならない。日本はいつから、こんなに『危ない』国になつてしまつたのか。